

## 産地魚市場物価高騰対策運営支援金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、昨今の物価高騰の影響を受ける県内産地魚市場の卸売業者の経営基盤の強化を図るため、県内産地魚市場の卸売業者が負担する運営に要する経費に対し、予算の範囲内において産地魚市場物価高騰対策運営支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「産地魚市場」とは、地方卸売市場として県の認定を受けた市場のうち、取扱品目に水産物を有し、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第2条に規定する漁港に存するものをいう。

### (交付対象等)

第3 この要綱における支援金の交付対象となる者(以下「支援事業者」という。)及び支援対象となる経費(以下「支援対象経費」という。)は、別表1のとおりとする。

### (支援金の額等)

第4 支援事業者に交付する支援金の基準額、支援率及び支援限度額を別表2に定め、支援金の額は支援限度額を上限として、基準額に支援率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出された支援金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請及び実績報告)

第5 規則第3条第1項の規定による支援金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により支援金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 支援金計算書(様式第1号-別紙1)
- (2) 対象経費明細書(様式第1号-別紙2)
- (3) 支援対象経費を証する書類(決算書等)
- (4) 基準期間の岸壁等使用料の負担額を証する書類
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第1号-別紙3)
- (6) 発行から3か月以内の現在事項全部証明書
- (7) 県納税証明書(発行から3か月以内で、全ての県税に未納が無いこと)
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する支援事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
  - (2) 交付申請時に宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者
  - (3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (4) 県税に未納がある者
  - (5) その他支援が適当でないとして知事が認める者
- 4 知事は、前項第3号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。
- 5 第1項の交付申請は、交付規則第12条第1項に規定する実績報告を兼ねるものとする。

#### （交付の条件）

第6 交付規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 支援事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、支援事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

#### （交付の決定及び額の確定）

第7 知事は、第5に定める交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当と認められたときは、支援金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定は、交付規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

#### （支援金の交付方法）

第8 支援金は、交付規則第13条に規定する支援金の額の確定後に交付するものとする。

#### （決定の取消し）

第9 知事は、支援金の交付決定を受けた支援事業者が、当該支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### （支援金の返還）

第10 知事は、支援金の交付決定を取り消した場合には、当該取消しに係る支援金に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

#### （その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

#### 附則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る支援金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金に係る予算が成立した場合に、当該支援金にも適用するものとする。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

支援事業者	支援対象経費
県内産地魚市場の卸売事業者	<p>産地魚市場の運営に要する経費のうち、決算書の損益計算書又はそれに準じるものにおいて、「事業管理費」、「販売費及び一般管理費」として区分される経費。</p> <p>※ただし、租税公課などの税金に関するもの、寄付金及びそれに準じるもの、負担金、支払手数料、減価償却費、接待交際費、慶弔費、雑費等、その他支援対象経費と認められないものは除く。</p>

別表 2 (第 4 条第 1 項関係)

基準額	支援限度額	支援率
令和 7 年 4 月 1 日を含む決算年度に係る支援対象経費の合計額から、令和 4 年及び令和 5 年の各 4 月 1 日を含む決算年度に係る支援対象経費の合計額の平均額を差し引いた額。	支援金を申請した産地魚市場において、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日までの期間に係る、漁港管理条例（平成元年 2 月 2 8 日宮城県条例第 2 1 号）別表第 1（第 1 2 条関係）に規定する漁獲物を陸揚げする場合の使用料（以下「岸壁等使用料」という。）として算出された金額。	1 0 / 1 0

様式第 1 号

産地魚市場物価高騰対策運営支援金交付申請書兼実績報告書

番 号  
年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申請者 住 所  
団 体 名  
代表者名

産地魚市場物価高騰対策運営支援金の交付を希望しますので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金交付対象の産地魚市場名

2 支援金申請額 円

3 関係書類

- (1) 支援金計算書（様式第 1 号－別紙 1）
- (2) 対象経費明細書（様式第 1 号－別紙 2）
- (3) 支援対象経費を証する書類（決算書等）
- (4) 基準期間の岸壁等使用料の負担額を証する書類
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第 1 号－別紙 3）
- (6) 発行から 3 か月以内の現在事項全部証明書
- (7) 県納税証明書（発行から 3 か月以内で、全ての県税に未納が無いこと）
- (8) その他知事が必要と認める書類

4 振込先口座

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義人			

様式第1号-別紙1 (支援金計算書)

(円)

①	②	③	④ (②+③) / 2	⑤ (①-④)	⑥	⑦
R7.4.1を含む決算 年度に係る支援対 象経費の合計額	R4.4.1を含む決算 年度に係る支援対 象経費の合計額	R5.4.1を含む決算 年度に係る支援対 象経費の合計額	②及び③の平均額	①から④を差し引 いた金額 (基準額)	R7.1.1~12.31の 岸壁等使用料 (支援限度額)	支援金申請額

(記入上の注意)

※①、②、③については、様式第1号-別紙2 (対象経費明細書) により支援金対象経費の内訳を示すこと。

※⑦支援金申請額は千円未満を切り捨てし、記入すること。

様式第1号－別紙2（対象経費明細書）

①R7.4.1を含む決算年度に係る支援対象経費

項目	対象経費（円）	備考
販売費及び一般管理費		
○○費	○○円	
○○費	○○円	
○○費	○○円	
○○費	○○円	
合計		

※行が足りない場合は適宜追加すること。

②R4.4.1を含む決算年度に係る支援対象経費

項目	対象経費（円）	備考
販売費及び一般管理費		
○○費	○○円	
○○費	○○円	
○○費	○○円	
○○費	○○円	
合計		

※行が足りない場合は適宜追加すること。

③R5.4.1を含む決算年度に係る支援金対象経費

項目	対象経費（円）	備考
販売費及び一般管理費		
○○費	○○円	
○○費	○○円	
○○費	○○円	
○○費	○○円	
合計		

※行が足りない場合は適宜追加すること。

# 誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 支援事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 支援事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事

殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

「役員等名簿」

事業者名	
担当者 役職・氏名	
電話番号	

人数	氏名(フリガナ)	氏名(漢字)	生年月日(半角)				性別 男・女	商号又は名称	住所 (本社住所)
			元号	年	月	日			
例	ミヤギ タロウ	宮城 太郎	明治・大正 昭和・平成	47	11	11	男・女	(株)〇〇〇〇	仙台市〇〇〇〇1-1-1
1			明治・大正 昭和・平成				男・女		
2			明治・大正 昭和・平成				男・女		
3			明治・大正 昭和・平成				男・女		
4			明治・大正 昭和・平成				男・女		
5			明治・大正 昭和・平成				男・女		
6			明治・大正 昭和・平成				男・女		
7			明治・大正 昭和・平成				男・女		
8			明治・大正 昭和・平成				男・女		
9			明治・大正 昭和・平成				男・女		
10			明治・大正 昭和・平成				男・女		

※現在事項全部証明書に記載の役員、監査役等をすべて記入すること。